

第 1 号議案

みやぎ高度電子機械産業振興協議会規約の一部改正について

みやぎ高度電子機械産業振興協議会規約（平成 20 年 1 月 4 日施行）を、下記のとおり一部改正することとし、同規約第 10 条第 2 項により総会に付議する。

改正後（新）	改正前（旧）
第 1 条から第 13 条まで（略） _____	第 1 条から第 13 条まで（略） <u>（終期）</u> 第 14 条 この規約は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
（その他） 第 14 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。	（その他） 第 15 条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 日から施行する。

《参 考》

みやぎ高度電子機械産業振興協議会規約【改正後】

(名称)

第1条 この協議会は、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本県に電機・電子関連産業が集積している状況を踏まえ、産業界、学術研究機関、金融機関、産業支援機関及び行政等が一体となって、県内関連企業の技術高度化及び経営の革新を支援し、「高度電子機械市場」における取引の創出及び拡大を目指すことを目的とする。さらに、県等が行う人材確保・育成施策、技術研究開発施策及び企業誘致施策と連携した活動を行い、本県における高度電子機械産業の一層の集積を目指す。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 宮城県内企業の高度電子機械市場における取引拡大に資する事業
- (2) 宮城県内高度電子機械関連企業の技術高度化及び経営の革新に資する事業
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する高度電子機械産業に関連する企業
- (2) 宮城県内に事業所を有して、高度電子機械市場に参入しようとする企業
- (3) 前2号に該当する企業を支援する宮城県内の企業、団体及び金融機関
- (4) 宮城県内の大学等研究機関及び研究者
- (5) 宮城県内の行政機関
- (6) 有識者のうち、幹事会において特に必要と認める者

3 賛助会員は、前項に該当しない者で、協議会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

2 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 本会の入会及び所属に係る費用は無料とする。

(役員)

第7条 協議会には、会長、副会長及び幹事（以下「役員」という。）を置く。

2 役員は20名以内とし、総会において、正会員から選任する。

3 役員のうち、1名を会長、2名を副会長とし、会長、副会長以外を幹事とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、幹事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 前条第6項の規定は、顧問についても準用する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

2 総会は、本会の事業及び運営に関する基本的事項について、審議、決定する。

3 総会の決議は、正会員のみが議決権を有し、出席した正会員の過半数をもって行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(幹事会)

第11条 幹事会は、役員をもって構成する。

2 幹事会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

3 幹事会は、次の事項について、審議、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決を要しない事項

4 幹事会の決議は、出席した役員の過半数をもって行う。なお、賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

(研究会)

第12条 協議会は、特定市場への参入や特定技術の高度化を図ること等を目的に、研究会を置くことができる。

2 研究会を運営するため、幹事会は、会員の中から研究会会長を選任する。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、宮城県経済商工観光部新産業振興課内に事務局を置く。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年11月4日から施行する。

2 協議会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。

3 協議会設立当初の役員の任期は、第7条第6項の規定にかかわらず、平成22年度総会までとする。

4 協議会設立当初の顧問は、第8条第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とし、その任期は同条第4項にかかわらず、平成22年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成21年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月 日から施行する。